



連合会だより



©Hideki Kuga

佐賀インターナショナルバルーンフェスタ(佐賀県佐賀市嘉瀬川河川敷)

PALひろば
“共済”南北
今回は
佐賀県

主要項目

平成31年度事業計画及び予算の概要

スチュワードシップ活動の報告について

地方公務員共済組合等に係る地方公共団体の
負担金等の財源措置について

平成31年度以降において地方公共団体等が
負担すべき追加費用等について

地方公務員等共済組合法施行令及び平成30年度における
旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の
改定に関する政令の一部を改正する政令等の施行について



地方公務員共済組合連合会
Pension Fund Association for Local Government Officials



連合会だより

2019

No. 208

May

CONTENTS

主要項目

3 平成31年度事業計画及び予算の概要

総務部総務課

11 スチュワードシップ活動の報告について

資金運用部企画管理課

21 地方公務員共済組合等に係る
地方公共団体の負担金等の財源措置について

総務省

23 平成31年度以降において地方公共団体等が
負担すべき追加費用等について

総務省

30 地方公務員等共済組合法施行令及び平成30年度における旧地方
公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の
改定に関する政令の一部を改正する政令等の施行について

総務省

事務局紹介

31 地方公務員共済組合連合会事務局紹介
第5回 運用第二課

宿泊施設の
紹介

38 ホテル グランデはがくれ

公立学校共済組合佐賀支部

PALひろば
“共済”南北
167

39 佐賀のよかとこ発見!

公立学校共済組合佐賀支部

32 厚生年金制度等の日誌

厚生年金制度に関連した法律等の改正状況
公的年金制度に関連した会議等の開催状況

33 業務等の状況

会議開催状況／会議開催予定

34 人事異動

主要項目

平成31年度事業計画及び予算の概要

【総務部総務課】

はじめに

地方公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）は、すべての地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るための事業を行うことを目的としています。

連合会は、退職等年金給付に係る付与率等の算定、実施機関積立金、退職等年金給付組合積立金及び地方の組合の経過的長期給付組合積立金の運用状況の管理、厚生年金保険給付調整積立金、退職等年金給付調整積立金及び地方の組合の経過的長期給付調整積立金の管理及び運用、厚生年金拠出金・交付金の納付及び交付、各実施機関との情報交換及び連絡調整、国家公務員共済組合連合会との財政調整、基礎年金拠出金・交付金の納付及び交付、各組合から預託された業務上の余裕金の運用、年金事務機械処理標準システム、情報共有化システム、地方公務員共済組合番号システム及び年金払い退職給付システム等年金業務に関連するシステムの開発・管理、基礎年金支払代行に係る業務、厚生年金拠出金等に要する資金、退職等年金給付に要する資金及び地方の組合の経過的長期給付に要する資金の交付、年金から特別徴収した保険料等の市区町村に対する納入、などの事業を行ってきたところであり、引き続きこれらの事業を適切に推進します。

社会保障・税番号制度については、平成31年度開始予定の情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携に係るシステムの運営等を適切に行うものとします。

平成30年12月末現在の連合会の積立金は、厚生年金保険給付調整積立金で9兆9,202億円、退職等年金給付調整積立金で410億円、経過的長期給付調整積立金で10兆3,169億円の規模となっています。積立金の運用については、将来の年金財政に大きな影響を及ぼすものであり、経済状況の分析、分散投資及びリスク分析などにより、運用とリスク管理の両面から安全かつ効率的な資金運用を図るものとします。

また、組合の請求に基づき、厚生年金拠出金等に要する資金等が不足すると認められる組合に対し、必要な資金を交付するものとします。

総括

1 連合会を組織する組合の数及び組合員の数

(1) 組合の数	64組合
(2) 組合員の数	2,872 千人
地方職員共済組合	314,941 人
公立学校共済組合	963,071 人
警察共済組合	299,529 人
東京都職員共済組合	124,328 人
すべての指定都市職員共済組合 及びすべての市町村職員共済組合	1,170,000 人
合 計	2,871,869 人

2 連合会の役員及び職員の数

(1) 役員	理事長1人、理事8人、監事3人 計12人
(2) 職員	76人

厚生年金保険給付調整経理

収支の予定

1. 収 入	168,561,303 千円 (500,784,394 千円)
--------	------------------------------------

ア 国家公務員共済組合法第 102 条の 2 及び第 102 条の 3 の規定に基づき、国家公務員共済組合連合会より拠出を受ける財政調整拠出金受入金 108,265,445 千円を見込むものとする。

イ 地方公務員等共済組合法（以下「法」という。）第 38 条の 8 第 2 項の規定に基づき組合から払い込まれる組合払込金 3,148,259 千円を見込むものとする。

ウ 資金の運用による信託の運用益 57,147,598 千円を見込むものとする。

2. 支 出	210,592,100 千円 (186,720,995 千円)
--------	------------------------------------

ア 厚生年金保険法第 84 条の 5 の規定に基づき、当連合会が年金特別会計に対して拠出する厚生年金拠出金のうち当連合会が負担する厚生年金拠出金負担金 178,332,380 千円を見込むものとする。

イ 法第 38 条の 8 第 3 項の規定に基づき、厚生年金拠出金等に要する資金が不足すると認められる組合に対し交付する、組合交付金 30,169,000 千円を見込むものとする。

ウ 地方公務員等共済組合法施行規則（以下「施行規則」という。）第 11 条の 5 の 2 の規定に基づく業務経理への繰入金 2,090,720 千円を見込むものとする。

3. 収支損益	
収入総額	168,561,303 千円
支出総額	210,592,100 千円
当期損失金	42,030,797 千円

当期損失金は、期首厚生年金保険給付調整積立金見込額 10,053,473,851 千円から差し引くこととし、翌年度へ繰り越す厚生年金保険給付調整積立金は、10,011,443,053 千円となる見込みである。

退職等年金給付調整経理

収支の予定

1. 収 入	14,330,107 千円 (14,474,315 千円)
--------	----------------------------------

ア 国家公務員共済組合法第 102 条の 2 及び第 102 条の 3 の規定に基づき、国家公務員共済組合連合会より拠出を受ける財政調整拠出金受入金 346,914 千円を見込むものとする。

イ 法第 38 条の 8 の 2 第 2 項の規定に基づき組合から払い込まれる組合払込金 13,814,878 千円を見込むものとする。

ウ 資金の運用による信託の運用益 168,315 千円を見込むものとする。

2. 支 出	510,774 千円 (372,006 千円)
--------	----------------------------

施行規則第 11 条の 5 の 2 の規定に基づく業務経理への繰入金 510,774 千円を見込むものとする。

3. 収支損益	
収入総額	14,330,107 千円
支出総額	510,774 千円
当期利益金	13,819,333 千円

当期利益金は、期首退職等年金給付調整積立金見込額 47,697,162 千円に加算することとし、翌年度へ繰り越す退職等年金給付調整積立金は、61,516,495 千円となる見込みである。

(注)()書きの数値は、平成30年度推計額である。

経過的長期給付調整経理

収支の予定

1. 収入	59,231,419 千円 (358,301,672 千円)
-------	-----------------------------------

ア 資金の運用による利息及び配当金 560,368 千円を見込むものとする。

イ 資金の運用による信託の運用益 58,671,051 千円を見込むものとする。

2. 支出	59,130,646 千円 (37,583,566 千円)
-------	----------------------------------

ア 一元化法附則第 75 条の 3 において準用する法第 38 条の 8 の 2 第 3 項の規定に基づき、地方の組合の経過的長期給付に要する資金が不足していると認められる組合に対し交付する、組合交付金 58,921,000 千円を見込むものとする。

イ 施行規則附則第 4 条の 2 第 3 項において準用する施行規則第 11 条の 5 の 2 の規定に基づく業務経理への繰入金 209,646 千円を見込むものとする。

3. 収支損益	
収入総額	59,231,419 千円
支出総額	59,130,646 千円
当期利益金	100,773 千円

当期利益金は、期首経過的長期給付調整積立金見込額 10,449,562,574 千円に加算することとし、翌年度へ繰り越す経過的長期給付調整積立金は、10,449,663,347 千円となる見込みである。

厚生年金拠出金経理

収支の予定

1. 収入	6,304,299,402 千円 (6,402,067,603 千円)
-------	--

厚生年金保険法第 84 条の 5 及び第 84 条の 7 の規定に基づき各組合及び当連合会が負担する厚生年金拠出金負担金並びに同法第 84 条の 3 の規定に基づき年金特別会計から交付される厚生年金交付金を見込むものとする。

ア 厚生年金拠出金負担金 3,060,405,948 千円

イ 厚生年金交付金 3,243,893,454 千円

2. 支出	6,304,299,402 千円 (6,402,067,603 千円)
-------	--

厚生年金保険法第 84 条の 5 の規定に基づき年金特別会計へ納付する厚生年金拠出金及び同法第 84 条の 4 の規定に基づき各組合へ交付する厚生年金交付金支払金を見込むものとする。

ア 厚生年金拠出金 3,060,405,948 千円

イ 厚生年金交付金支払金 3,243,893,454 千円

3. 収支損益	
収入総額	6,304,299,402 千円
支出総額	6,304,299,402 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

基礎年金拠出金経理

収支の予定

1. 収 入	1,543,730,804 千円 (1,493,077,563 千円)
--------	--

国民年金法第 94 条の 4 の規定に基づき各組合が負担する基礎年金拠出金負担金及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 35 条第 2 項の規定に基づき年金特別会計から交付される基礎年金交付金を次のとおり見込むものとする。

ア 基礎年金拠出金負担金	1,454,062,134 千円
イ 基礎年金交付金	89,668,670 千円

2. 支 出	1,543,730,804 千円 (1,493,077,563 千円)
--------	--

国民年金法第 94 条の 2 第 2 項の規定に基づき年金特別会計へ納付する基礎年金拠出金及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第 60 条に規定される施行規則第 11 条の 15 第 1 項の規定に基づき各組合へ交付する基礎年金交付金支払金を次のとおり見込むものとする。

ア 基礎年金拠出金	1,454,062,134 千円
イ 基礎年金交付金支払金	89,668,670 千円

3. 収支損益	
収入総額	1,543,730,804 千円
支出総額	1,543,730,804 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

厚生年金保険預託経理

収支の予定

1. 収 入	377,763 千円 (1,495,011 千円)
--------	------------------------------

地方公務員等共済組合法施行規程（以下「施行規程」という。）第 12 条の 3 の規定に基づき組合から預託されるものと見込まれる厚生年金保険給付組合積立金等資金の運用による信託の運用益を次のとおり見込むものとする。

信託の運用益	377,763 千円 (1,495,011 千円)
--------	---------------------------

2. 支 出	377,763 千円 (1,495,011 千円)
--------	------------------------------

組合に分配する支払利息を次のとおり見込むものとする。

支払利息	377,763 千円
------	------------

3. 収支損益	
収入総額	377,763 千円
支出総額	377,763 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

退職等年金預託経理

施行規程第 12 条の 3 の規定に基づく組合から連合会への退職等年金給付組合積立金等資金の預託については、見込まれないことから、予算を計上しない。

（注）（ ）書きの数値は、平成30年度推計額である。

経過的長期預託経理

収支の予定

1. 収 入	407,961 千円 (1,659,081 千円)
--------	------------------------------

施行規程附則第 1 条の 3 において準用する施行規程第 12 条の 3 の規定に基づき組合から預託されるものと見込まれる経過的長期給付組合積立金等資金の運用による信託の運用益を次のとおり見込むものとする。

信託の運用益	407,961 千円
--------	------------

2. 支 出	407,961 千円 (1,659,081 千円)
--------	------------------------------

組合に分配する支払利息を次のとおり見込むものとする。

支払利息	407,961 千円
------	------------

3. 収支損益	
収入総額	407,961 千円
支出総額	407,961 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

介護保険経理

収支の予定

1. 収 入	7,991,436 千円 (8,824,974 千円)
--------	--------------------------------

介護保険法第 137 条第 1 項の規定に基づき特別徴収義務者である組合が徴収する介護保険料（同法第 140 条第 3 項において準用する同法第 137 条第 1 項の規定に基づき徴収するものを含む。）を次のとおり見込むものとする。

介護保険料納入金	7,991,436 千円
----------	--------------

2. 支 出	7,991,436 千円 (8,824,974 千円)
--------	--------------------------------

介護保険法第 137 条第 2 項の規定に基づき市区町村へ納入する介護保険料（同法第 140 条第 3 項において準用する同法第 137 条第 2 項の規定に基づき納入するものを含む。）を次のとおり見込むものとする。

介護保険料	7,991,436 千円
-------	--------------

3. 収支損益	
収入総額	7,991,436 千円
支出総額	7,991,436 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

国民健康保険経理

収支の予定

1. 収入	55,561 千円 (64,743 千円)
-------	--------------------------

国民健康保険法第 76 条の 4 において準用する介護保険法第 137 条第 1 項（介護保険法第 140 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定及び地方税法第 718 条の 4（同法第 718 条の 7 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき特別徴収義務者である組合が徴収する国民健康保険料（税）を次のとおり見込むものとする。

国民健康保険料（税）納入金 55,561 千円

2. 支出	55,561 千円 (64,743 千円)
-------	--------------------------

国民健康保険法第 76 条の 4 において準用する介護保険法第 137 条第 2 項（介護保険法第 140 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定及び地方税法施行令第 56 条の 89 の 11 の規定に基づき市区町村へ納入する国民健康保険料（税）を次のとおり見込むものとする。

国民健康保険料（税） 55,561 千円

3. 収支損益	
収入総額	55,561 千円
支出総額	55,561 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

後期高齢者医療経理

収支の予定

1. 収入	9,318,457 千円 (10,555,620 千円)
-------	---------------------------------

高齢者の医療の確保に関する法律第 110 条において準用する介護保険法第 137 条第 1 項（介護保険法第 140 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき特別徴収義務者である組合が徴収する後期高齢者医療保険料を次のとおり見込むものとする。

後期高齢者医療保険料納入金 9,318,457 千円

2. 支出	9,318,457 千円 (10,555,620 千円)
-------	---------------------------------

高齢者の医療の確保に関する法律第 110 条において準用する介護保険法第 137 条第 2 項（介護保険法第 140 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき市区町村へ納入する後期高齢者医療保険料を次のとおり見込むものとする。

後期高齢者医療保険料 9,318,457 千円

3. 収支損益	
収入総額	9,318,457 千円
支出総額	9,318,457 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

（注）（ ）書きの数値は、平成30年度推計額である。

個人住民税経理

収支の予定

1. 収 入	3,764,700 千円 (4,355,421 千円)
--------	--------------------------------

地方税法第 321 条の 7 の 6（同法第 321 条の 7 の 8 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき特別徴収義務者である組合が徴収する個人住民税を次のとおり見込むものとする。

個人住民税納入金 3,764,700 千円

2. 支 出	3,764,700 千円 (4,355,421 千円)
--------	--------------------------------

地方税法施行令第 48 条の 9 の 18 の規定に基づき市区町村へ納入する個人住民税を次のとおり見込むものとする。

個人住民税 3,764,700 千円

3. 収支損益	
収入総額	3,764,700 千円
支出総額	3,764,700 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

業務経理

収支の予定

1. 収 入	6,257,382 千円 (6,490,724 千円)
--------	--------------------------------

連合会の業務に要する経費に充てるため、組合分担金、利息及び配当金並びに厚生年金保険給付調整経理より繰入金等を次のとおり見込むものとする。

(1) 組合分担金 3,446,242 千円 (3,653,216 千円)
組合員 1 人当たり 1,200 円 (1,280 円)

(2) 厚生年金保険給付調整経理より繰入金
2,090,720 千円 (2,240,589 千円)

(3) 退職等年金給付調整経理より繰入金
510,774 千円 (372,006 千円)

(4) 経過的長期給付調整経理より繰入金
209,646 千円 (224,913 千円)

2. 支 出	6,607,382 千円 (6,064,043 千円)
--------	--------------------------------

本年度の主な事業内容及びこれらに要する経費を次のとおり見込むものとする。

(1) 管理運営関係

ア 会議関係

(ア) 運営審議会 4 回 (4 回)
(イ) 役員会 4 回 (4 回)
(ウ) 監事会議 2 回 (2 回)
(エ) 関係組合事務局長会議 2 回 (2 回)

イ 事務処理システムの管理

72,389 千円 (50,336 千円)

(2) 委託業務関係

ア 年金事務機械化処理等

(ア) 組合員等現況調査及び年金受給者生活実態調査
37,755 千円 (46,600 千円)

(イ) 基礎年金支払代行事務
89,274 千円 (59,800 千円)

(注) () 書きの数値は、平成 30 年度推計額である。

イ 標準システム等の開発・管理

(ア) 標準システム

1,130,820 千円 (669,047 千円)

(イ) 住民基本台帳ネットワーク利用システム

21,610 千円 (8,597 千円)

(ウ) 情報共有化システム

1,164,674 千円 (1,149,809 千円)

ウ 各種情報交換及び特別徴収業務

218,360 千円 (241,772 千円)

エ 社会保障・税番号制度関係業務

1,749,686 千円 (2,193,223 千円)

オ 長期給付額推計システムサーバ対応

53,261 千円 (143,209 千円)

カ 年金払い退職給付関連システム

193,827 千円 (55,149 千円)

キ システム開発等進捗管理等

327,980 千円 (153,820 千円)

(3) 調査研究事業関係

ア 組合職員研修事業

(ア) 年金事務担当者研修会及び年金制度説明会

3,204 千円 (1,953 千円)

(イ) 年金問題セミナー

1,360 千円 (803 千円)

イ 業務説明会等の開催

資金運用全国説明会

828 千円 (667 千円)

ウ 調査研究事業

(ア) 資金運用・年金制度に関する調査研究等

49,905 千円 (32,845 千円)

(イ) 資金運用委員会等

65,779 千円 (39,914 千円)

(ウ) リスク管理

68,121 千円 (62,282 千円)

(4) 普及事業関係

ア 広報誌の発行等

13,168 千円 (17,263 千円)

イ 現況届パンフレットの作成

3,610 千円 (2,000 千円)

ウ ホームページの管理

8,641 千円 (426 千円)

3. 収支損益

(単位:千円)

科 目	平成31年度(30年度推計)	
経常収益		
組合分担金	3,446,242	(3,653,216)
雑収入	—	(—)
利息及び配当金	—	(—)
繰入金		
厚生年金保険給付調整経理より繰入	2,090,720	(2,240,589)
退職等年金給付調整経理より繰入	510,774	(372,006)
経過的長期給付調整経理より繰入	209,646	(224,913)
計	6,257,382	(6,490,724)
当期損失金		
当期損失金	350,000	(—)
合 計	6,607,382	(6,490,724)
経常費用		
役員報酬・職員給与	830,305	(666,358)
旅費・事務費	27,635	(19,971)
委託費	5,116,289	(4,819,742)
賃借料	210,865	(192,160)
調査研究費	211,926	(162,216)
普及費	31,138	(28,210)
負担金	154,366	(129,404)
その他	24,858	(45,982)
計	6,607,382	(6,064,043)
当期利益金		
当期利益金	—	(426,681)
合 計	6,607,382	(6,490,724)

(注)()書きの数値は、平成30年度推計額である。

スチュワードシップ活動の報告について

【資金運用部企画管理課】

ご紹介

連合会のスチュワードシップ活動状況について主な内容を掲載します。
(詳細は、連合会HP「資金運用関連情報」で公表されている「平成30年度スチュワードシップ活動の報告」をご覧ください。
<http://www.chikyoren.or.jp/sikin/governance.html>)

1 連合会のスチュワードシップ活動の概要

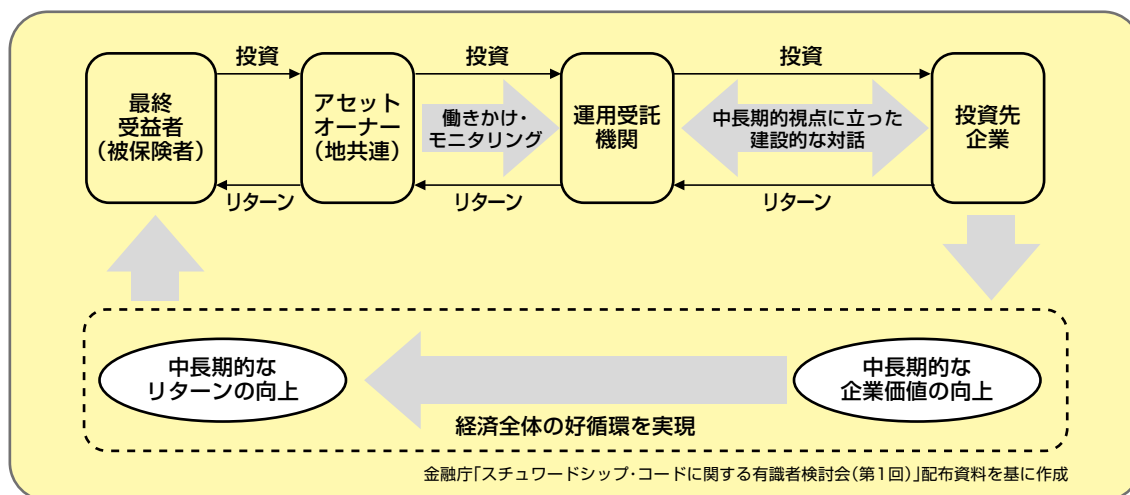
スチュワードシップ活動とは、機関投資家がエンゲージメント(投資先の企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」)などを通じて、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を図る活動です。

具体的には、株主議決権の行使、エンゲージメント、ESG投資などがあります。

連合会は、被保険者のために財産価値を長期的に増大させるという受託者責任と公的年金としての社会的責任を果たすことが求められており、投資先企業の中長期的な企業価値の向上や持続的成長を促す手段として、スチュワードシップ活動に積極的に取り組んでいます。

なお、連合会では運用受託機関を通じて企業に投資する形態を取っており、スチュワードシップ活動についても、企業との接触の機会が多く、企業経営に関する深い知見を有する運用受託機関を通じて行うことにより、効果的にスチュワードシップ責任を果たしていくことができると考えています。

〔スチュワードシップ活動のイメージ図〕



このような考えのもと、連合会は平成16年に「地方公務員共済組合連合会コーポレートガバナンス原則」及び「株主議決権行使ガイドライン(国内株式)」(以下「ガイドライン(内株)」という。)を、平成28年に「株主議決権行使ガイドライン(外国株式)」(以下「ガイドライン(外株)」という。)を策定し、運用受託機関との契約に当たり、これらの方針に基づきスチュワードシップ活動を行うよう明示しています。また、積立金の基本方針においてスチュワードシップ責任を果たすための対応について明記しています。

さらに、連合会は平成26年5月に日本版スチュワードシップ・コードの受入れを表明し、平成29年11月にはコードの改訂に伴いスチュワードシップ活動に関する考え方をより明確に表明しました。

なお、連合会では、平成22年にESGファンドへの投資を開始し、現在は国内株式の4プロダクトをESGファンドとして委託しています。

2 平成30年度における運用受託機関へのモニタリング

連合会は、毎年度、国内株式の運用受託機関のステュワードシップ活動が連合会の方針に沿ったものであるか確認するため、ステュワードシップ活動の取り組みの「質」に重点を置いたモニタリングを実施しています。具体的には、ステュワードシップ活動に関する報告を受領するとともに、ヒアリングを実施しています。

また、平成28年度から外国株式の議決権行使を開始したことを受け、平成29年度には外国株式においてもステュワードシップ活動に関する報告を受領、平成30年度はヒアリングを実施しました。

なお、平成30年4月には、国内株式・外国株式の運用受託機関に対し、連合会における平成30年度のステュワードシップ活動の方向性について説明会を行い、連合会がステュワードシップ活動において重視している事項(下記参照)などについて説明しました。

連合会がステュワードシップ活動において重視している事項

【議決権行使関連】

- ① 連合会の株主議決権行使ガイドラインの遵守
- ② 企業の状況に則した議決権行使

【議決権行使・エンゲージメント共通】

- 議決権行使とエンゲージメントの一体的運用

【エンゲージメント関連】

- ① 企業価値向上・持続的成長を目的とするエンゲージメントの実施
- ② エンゲージメントの内容
- ③ プロセス(PDCAサイクルなど)の実効性

平成30年7月には、国内株式の運用受託機関23社、外国株式の運用受託機関15社に対し、平成29年度に実施したステュワードシップ活動に関する報告を求め、当該報告を基に連合会がステュワードシップ活動において重視している事項を中心にヒアリングを実施しました(平成30年11月19日～12月20日に実施)。

3 株主議決権の行使状況(国内株式)

1 連合会が議決権行使において重視している項目について

(1) 連合会の株主議決権行使ガイドライン(国内株式)の遵守

大部分の運用受託機関で、ガイドライン(内株)を反映した基準に基づき議決権行使が行われていることが確認されました。

➡ 連合会は、運用受託機関に対して、引き続きガイドライン(内株)に対する理解の徹底を求めます。

(2) 企業の状況に則した議決権行使

優れた取り組みを実施している運用受託機関では、ガイドライン(内株)の趣旨を十分に理解した上で、企業との対話内容を踏まえて議決権行使を行った事例が確認されました。

連合会は、企業の状況に則した適切な行使を行うため、ガイドライン(内株)を示した上で、具体的な議決権行使の判断を運用受託機関に委任しています。

➡ 連合会は、運用受託機関に対して、ガイドライン(内株)を機械的に当てはめて議決権を行使するのではなく、ガイドライン(内株)の趣旨を十分に理解した上で、その企業の状況に即した適切な判断に基づき議決権を行使することを求めます。

(3) 議決権行使とエンゲージメントの一体的運用

大部分の運用受託機関で、議決権行使とエンゲージメントの一体的運用が行われていることが確認されました。

➡ 連合会は、議決権行使は企業経営に株主としての連合会の意見を十分に反映させるための重要な手段の1つであり、運用受託機関はその実効性を高める取り組みを続ける必要があると考えます。運用受託機関には、議決権行使において、他部門や第三者の視点も踏まえつつ、PDCAサイクルを構築・活用し、実効性を高めることを求めます。

(4) 特徴的な事例

一部の運用受託機関で、議決権の行使判断の内容や行使に当たって用いる基準、行使のプロセス全体について、社外者を含む組織を活用し、妥当性を検証している事例が確認されました。

- ➡ 連合会は、議決権行使は企業経営に株主としての連合会の意見を十分に反映させるための重要な手段の1つであり、運用受託機関はその実効性を高める取り組みを続ける必要があると考えます。運用受託機関には、議決権行使において、他部門や第三者の視点も踏まえつつ、PDCAサイクルを構築・活用し、実効性を高めることを求めます。

2 議決権行使結果

連合会では、株式に投資している積立金（厚生年金保険給付調整積立金、経過的長期給付調整積立金）において議決権行使を行っています。

厚生年金保険給付調整積立金では、委託先の運用受託機関23社（延べ43ファンド）を通じて、延べ15,617社（平成29年4月～平成30年3月末決算の企業）に対して株主議決権を行使しました。行使議案数は延べ52,631議案でした。

全52,631議案のうち、反対行使は12,592議案（うち株主提案議案は1,585議案）、反対比率は23.9%（前年度比横ばい）、会社提案への反対比率は21.6%（同+1.2ポイント）でした。

なお、同一の戦略で運用を行っている経過的長期給付調整積立金においても議決権行使結果は同様です。

株主議決権行使状況（厚生年金保険給付調整積立金）

対象：平成29年4月～平成30年3月決算企業

議案内容	合計	構成比	賛成		反対		前年度の 反対比率
				比率		比率	
総計	52,631	100%	40,039	76.1%	12,592	23.9%	23.9%
うち会社提案に関するもの	50,900	96.7%	39,893	78.4%	11,007	21.6%	20.4%
うち株主提案に関するもの	1,731	3.3%	146	8.4%	1,585	91.6%	94.2%
内訳	52,631	100%	40,039	76.1%	12,592	23.9%	23.9%
取締役会・取締役に関する議案	18,333	34.8%	10,954	59.8%	7,379	40.2%	40.9%
監査役会・監査役に関する議案	9,417	17.9%	8,008	85.0%	1,409	15.0%	13.3%
役員報酬等に関する議案	5,514	10.5%	4,444	80.6%	1,070	19.4%	15.3%
剰余金の処分に関する議案	11,136	21.2%	10,599	95.2%	537	4.8%	4.7%
資本構造に関する議案	1,050	2.0%	661	63.0%	389	37.0%	28.5%
うち敵対的買収防衛策に関するもの	398	0.8%	25	6.3%	373	93.7%	88.5%
うち増減資に関するもの	32	0.1%	31	96.9%	1	3.1%	0.0%
うち第三者割当に関するもの	24	0.0%	20	83.3%	4	16.7%	19.2%
うち自己株式取得に関するもの	9	0.0%	5	55.6%	4	44.4%	100.0%
事業内容の変更等に関する議案	251	0.5%	245	97.6%	6	2.4%	6.6%
役職員のインセンティブ向上に関する議案	1,813	3.4%	1,436	79.2%	377	20.8%	22.9%
その他議案	5,117	9.7%	3,692	72.2%	1,425	27.8%	35.5%

(1) 取締役会・取締役に関する議案

社内取締役の増員について、明確かつ合理的な理由がないなどの理由から、反対比率は40.2%と高い水準を維持しています。反対行使を行った事例は以下のとおりです。

- ・社内取締役の増員について、明確かつ合理的な理由がないため
- ・社外取締役候補者が主要借入先出身者であり独立性に問題があるため

(2) 監査役会・監査役に関する議案

社外監査役の出席率や独立性の基準を厳格化した運用受託機関があったことなどにより、反対比率は前年度から上昇しました。反対行使を行った事例は以下のとおりです。

- ・社外監査役候補者が主要借入先出身者であり独立性に問題があるため
- ・社外監査役候補者が取引先出身者であり独立性に問題があるため

(3) 役員報酬等に関する議案

社外取締役、監査等委員である取締役、監査役への賞与の支給に原則反対するという基準を設けた運用受託機関があったこと、不適切な退職慰労金の支給などに引き続き厳格に対応したことなどにより、反対比率は前年度から上昇しました。反対行使を行った事例は以下のとおりです。

- ・退職慰労金の支給について、経営を監督する監査役が支給対象となっているため
- ・退職慰労金の支給について、対象者が不祥事件(労働基準法違反など)に関与したため

(4) 剰余金の処分にに関する議案

反対比率は前年度と同様に低い水準となりました。反対行使を行った事例は以下のとおりです。

- ・財務は健全だが資本の効率的な活用に課題があり、ROEが低位であるため
- ・多額の余剰資金を保有しているにもかかわらず、配当性向が低いため

(5) 資本構造に関する議案

前年度、多く見られた株式の売買単位の集約に向けた株式併合議案に対する賛成行使が一巡したこと、敵対的買収防衛策に対し引き続き厳格に対応したことなどにより、反対比率は前年度から上昇しました。反対行使を行った事例は以下のとおりです。

- ・敵対的買収防衛策について、取締役会に独立社外取締役の占める割合が低く、少数株主の立場からの判断がなされていない可能性があるため
- ・敵対的買収防衛策について、十分な説明がなく、必要性が認められないため

(6) 事業内容の変更等に関する議案

反対比率は前年度と同様に低い水準となりました。反対行使を行った事例は以下のとおりです。

- ・本業とは関係ない会社を完全子会社化することについて、株主価値を毀損するおそれがあるため

(7) 役職員のインセンティブ向上に関する議案

中長期の業績に連動する報酬制度が増加したことなどにより、反対比率は前年度から低下しました。

反対行使を行った事例は以下のとおりです。

- ・ストックオプションについて、経営を監督する監査役が支給対象となっているため
- ・譲渡制限株式について、売却制限期間が短く、中長期の業績との連動性が乏しいため

(8) その他議案

特定の企業に対し定款変更について多数の株主提案を行う事例が減少したことなどにより、反対比率は前年度から低下しました。

4 エンゲージメントの実施状況（国内株式）

1 連合会がエンゲージメントにおいて重視している項目

(1) 企業価値向上・持続的成長を目的とするエンゲージメントの実施

大部分の運用受託機関で企業価値向上・持続的成長を目的とするエンゲージメントが行われていることが確認されました。

昨年度、リサーチ活動を目的にエンゲージメントを行っていた運用受託機関においても、企業価値向上を目的とするエンゲージメントの実施に向けて、体制やプロセスの構築に取り組んでいる事例が確認されました。

➡ 連合会は、スチュワードシップ・コードの受入表明で、「運用受託機関に対して、投資先企業の中長期的な企業価値の向上や持続的成長を目的とした実効的なエンゲージメントを通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるように求めていく」としています。ヒアリングを通じて運用受託機関の取り組みが、連合会の考え方に沿ったものであることを確認できました。運用受託機関には、引き続き企業価値向上・持続的成長を目的とするエンゲージメントを実施することを求めます。

(2) エンゲージメントの内容

連合会は、最終的にエンゲージメントの実効性を左右するのは、企業価値向上につながるエンゲージメントの内容であると考えます。

➡ 連合会は、運用受託機関に、引き続き、企業価値向上につながる内容のエンゲージメントを実施することを求めます。

(3) プロセス(PDCAサイクルなど)の実効性

大部分の運用受託機関で、エンゲージメントに関する効果検証・成否の判断が行われていることが確認されました。

一部の運用受託機関は、エンゲージメントをいくつかのステージ(例:課題の共有→課題の解決に向けた行動→課題の解決)に分けて進捗を管理し、そのステージの進展に着目して、定性的にエンゲージメントの効果を検証するという事例が確認されました。

また、ステージ管理については、社内での進捗管理・効果検証に留まらず、企業に対して効果的な働きかけを行うツールとして活用している事例も確認されました。

- ➡ 連合会は、エンゲージメントが「目的を持った対話」であることから、エンゲージメントにより目的が達成されたか否かを検証する必要があると考えます。また、エンゲージメントを持続的に行うため、その実効性を確認すべきであると考えます。運用受託機関には、引き続き組織的にエンゲージメントの効果検証を実施することを求めます。

(4) 特徴的な事例

一部の運用受託機関では、レターや集団的エンゲージメントも活用し、エンゲージメントの実効性向上に取り組んでいる事例が確認されました。

- ➡ 連合会は、運用受託機関に引き続き各運用受託機関の考え方にに基づき、エンゲージメントの実効性向上に向けた取り組みを行うことを求めます。

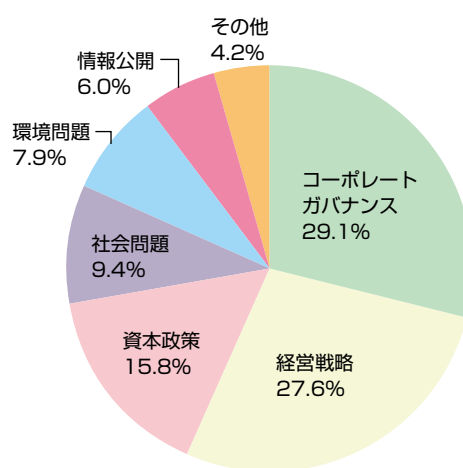
2 エンゲージメントの活動結果(国内株式)

連合会では、株式に投資している積立金(厚生年金保険給付調整積立金、経過的長期給付調整積立金)においてエンゲージメントを行っています。

厚生年金保険給付調整積立金において、平成29年度、委託先の運用受託機関23社(延べ43ファンド)を通じてエンゲージメントを実施した企業は延べ6,323社でした。また、対話の総数は延べ17,269件(前年度比+43.0%)でした。

なお、同一の戦略で運用を行っている経過的長期給付調整積立金においても、エンゲージメント活動件数は同様です。

エンゲージメント活動件数 対話内容別構成比
対象:平成29年4月～平成30年3月



5 株主議決権の行使状況(外国株式)

1 連合会が議決権行使において重視している項目

(1) 連合会の株主議決権行使ガイドライン(外国株式)の遵守

全ての運用受託機関で、ガイドライン(外株)を反映した基準に基づき議決権行使が行われていることが確認されました。

- ➡ 連合会は、運用受託機関に対して、引き続きガイドライン(外株)を遵守し議決権行使を行うことを求めます。

(2) 企業の状況に則した議決権行使

優れた取り組みを実施している運用受託機関では、ガイドライン(外株)の趣旨を十分に理解した上で、企業との対話内容を踏まえて議決権行使を行った事例が確認されました。

- ➡ 連合会は、企業の状況に則した適切な行使を行うため、ガイドライン(外株)を示した上で、具体的な議決権行使の判断を運用受託機関に委任しています。引き続き運用受託機関には、ガイドライン(外株)を機械的に当てはめて議決権を行使するのではなく、ガイドライン(外株)の趣旨を十分に理解した上で、その企業の状況に即した適切な判断に基づき議決権を行使することを求めます。

(3) 議決権行使とエンゲージメントの一体的運用

大部分の運用受託機関で、議決権行使とエンゲージメントの一体的運用が行われていることが確認されました。

➡ 連合会は、投資先企業が長期的な株主価値の増大に資する経営を行うことを期待しており、それが見込まれない場合、そのために必要な経営を求めていく必要があると考えます。その際には、一方的に議決権を行使するだけでなく、その行使に至るまでの考え方を伝えるなど、多様な手段で課題認識を共有すべきであると考えます。運用受託機関には、議決権行使とエンゲージメントを一体的に運用することを求めます。

(4) 特徴的な事例

一部の運用受託機関で、議決権行使基準などの妥当性について、組織的に検証を行っている事例が確認されました。

また、運用業務を外委託している一部の運用受託機関では、外部委託先の議決権行使のプロセスや体制全体の検証を行っている事例が確認されました。

➡ 連合会は、議決権行使は企業経営に株主としての連合会の意見を十分に反映させるための重要な手段の1つであり、運用受託機関はその実効性を高める取り組みを続ける必要があると考えます。運用受託機関には、議決権行使において、他部門などの視点も踏まえつつ、PDCAサイクルを構築・活用し、実効性を高めることを求めます。

2 議決権行使結果

連合会では、株式に投資している積立金(厚生年金保険給付調整積立金、経過的長期給付調整積立金)において議決権行使を行っています。

厚生年金保険給付調整積立金では、委託先の運用受託機関15社(延べ18ファンド)を通じて、延べ7,379社(平成29年4月～平成30年3月末決算の企業)に対して株主議決権を行使しました。行使議案数は延べ51,995議案でした。

全51,995議案のうち、反対行使は5,853議案(うち株主提案議案は1,388議案)、反対比率は11.3%(前年度比+0.7ポイント)、会社提案への反対比率は9.1%(同+1.0ポイント)でした。

なお、同一の戦略で運用を行っている経過的長期給付調整積立金においても、議決権行使結果は同様です。

株主議決権行使状況(厚生年金保険給付調整積立金)

対象:平成29年4月～平成30年3月決算企業

議案内容		合計		賛成		反対		前年度の 反対比率
			構成比		比率		比率	
総計		51,995	100%	46,142	88.7%	5,853	11.3%	10.6%
	うち会社提案に関するもの	48,809	93.9%	44,344	90.9%	4,465	9.1%	8.2%
	うち株主提案に関するもの	3,186	6.1%	1,798	56.4%	1,388	43.6%	49.7%
内訳		51,995	100%	46,142	88.7%	5,853	11.3%	10.6%
取締役会・取締役に関する議案		12,355	23.8%	10,918	88.4%	1,437	11.6%	11.2%
役員報酬等に関する議案		7,835	15.1%	7,061	90.1%	774	9.9%	10.0%
剰余金の処分にに関する議案		2,691	5.2%	2,667	99.1%	24	0.9%	1.1%
資本構造に関する議案		7,777	15.0%	6,614	85.0%	1,163	15.0%	12.4%
うち敵対的買収防衛策に関するもの		384	0.7%	363	94.5%	21	5.5%	9.0%
うち増減資に関するもの		3,299	6.3%	2,640	80.0%	659	20.0%	19.3%
うち第三者割当に関するもの		663	1.3%	590	89.0%	73	11.0%	1.0%
うち自己株式取得に関するもの		1,812	3.5%	1,700	93.8%	112	6.2%	3.5%
事業内容の変更等に関する議案		1,429	2.7%	1,242	86.9%	187	13.1%	6.5%
役職員のインセンティブ向上に関する議案		1,640	3.2%	1,308	79.8%	332	20.2%	15.6%
その他議案		18,268	35.1%	16,332	89.4%	1,936	10.6%	10.9%

* 議決権行使に係る運用上の制約および追加的な費用負担の観点から、18ヶ国(アメリカ、カナダ、イギリス、アイルランド、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、香港、チリ、チェコ、インドネシア、メキシコ、フィリピン、南アフリカ、台湾、タイ、パキスタン、中国A株)を議決権行使対象国としています。(下線の国は、平成30年4月に新たに議決権行使対象として追加した国)

(1) 取締役会・取締役に関する議案

反対比率は前年度と同様に低い水準となりました。反対行使を行った事例は以下のとおりです。

- ・取締役会の独立性が担保されていないため
- ・取締役候補者が会社と利害関係を有し、独立性に問題があるため
- ・取締役候補者が多数の企業の取締役を兼任しているため

(2) 役員報酬等に関する議案

反対比率は前年度と同様に低い水準となりました。反対行使を行った事例は以下のとおりです。

- ・CEOの新しい雇用契約(基本報酬や賞与の上限引き上げなどを含む。)について、企業の利益とのバランスや他社比較において合理性に欠けるため

(3) 資本構造、事業内容の変更等、役職員のインセンティブ向上に関する議案

- ・議決権行使対象国に中国A株(香港ストックコネクト経由)が追加されたことなどにより、反対比率は前年度から上昇しました。

(4) その他議案

反対比率は前年度と同様に低い水準となりました。

6 エンゲージメントの実施状況(外国株式)

1 連合会が議決権行使において重視している項目

(1) 企業価値向上・持続的成長を目的とするエンゲージメントの実施

大部分の運用受託機関で企業価値向上・持続的成長を目的とするエンゲージメントが行われていることが確認されました。

- ➡ 連合会は、運用受託機関に対して、投資先企業の中長期的な企業価値の向上や持続的成長を目的とした実効的なエンゲージメントを通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるように求めている方針です。ヒアリングを通じて運用受託機関の取り組みが、概ね連合会の考え方に沿ったものであることを確認できました。運用受託機関には、エンゲージメントの定義や取り組みの考え方について、引き続き連合会の考え方に対するさらなる理解を求めます。

(2) エンゲージメントの内容

連合会は、最終的にエンゲージメントの実効性を左右するのは、企業価値向上につながるエンゲージメントの内容であると考えます。

- ➡ 運用受託機関には、引き続き企業価値向上につながる内容のエンゲージメントの実施を求めます。

(3) プロセス(PDCAサイクルなど)の実効性

大部分の運用受託機関で、エンゲージメントに関する効果検証・成否の判断が行われていることが確認されました。

- ➡ 連合会は、エンゲージメントが「目的を持った対話」であることから、エンゲージメントにより目的が達成されたか否かを検証する必要があると考えます。また、エンゲージメントを持続的に行うため、その実効性を確認すべきであると考えます。運用受託機関には、組織的にエンゲージメントの効果検証を実施することを求めます。

(4) 特徴的な事例

一部の運用受託機関では、集团的エンゲージメントや外部のエンゲージメント・サービスも活用し、エンゲージメントの実効性向上に取り組んでいる事例が確認されました。

- ➡ 運用受託機関には、引き続き各運用受託機関の考え方に基づき、エンゲージメントの実効性向上に向けた取り組みを行うことを求めます。

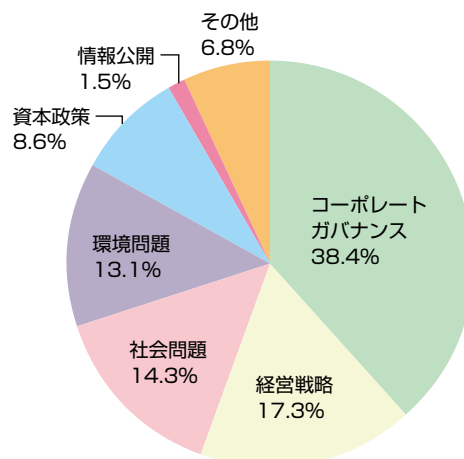
2 エンゲージメントの活動結果

連合会では、株式に投資している積立金(厚生年金保険給付調整積立金、経過的長期給付調整積立金)においてエンゲージメントを行っています。

厚生年金保険給付調整積立金において、平成29年度、委託先の運用受託機関15社(延べ18ファンド)を通じてエンゲージメントを実施した企業は延べ1,326社でした。また、対話の総数は延べ3,554件(前年度比▲1.5%)でした。

なお、同一の戦略で運用を行っている経過的長期給付調整積立金においても、エンゲージメント活動件数は同様です。

エンゲージメント活動件数 対話内容別構成比
対象:平成29年4月～平成30年3月



7 ESG 投資について

1 ESG投資の取り組み

連合会は年金資金を長期間で運用することから、投資において、短期的な企業業績だけでなくESGといった持続可能性の要素に着目することによって、長期的なリターンの最大化を目指すことは合理的です。

連合会では、投資先企業の持続的成長と株主価値向上を通じた投資リターンの向上を図るとともに、環境問題や人権・雇用といった社会的課題を解決するための後押しをすることによって、被保険者のため株式価値を長期的に増大させるという受託者責任と、公的年金としての社会的責任の両立を果たすことができると考えます。

連合会では、平成22年にESGファンドへの投資を開始しました。その後、徐々に採用プロダクトや投資金額を増やし、平成30年12月末時点でESGファンドとして委託しているのは国内株式の4プロダクトで、時価総額は計942億円(国内株式残高の約2%)となっています。また、既存のアクティブファンドのうち約9割が運用プロセスにおいてESG要素を考慮しているとしており、主に銘柄選択の判断材料の一部として補助的に活用されています。

2 ESG投資のアプローチ手法について

連合会で採用しているESGファンドの4プロダクトのうち、3プロダクトはESGインテグレーション、1プロダクトはエンゲージメントとなっています。

ESGインテグレーションとは、投資ユニバースの中からポートフォリオ組み入れ候補となる銘柄を選択する際にESG要素を考慮する運用手法です。

また、エンゲージメントとは、投資先企業や事業環境に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」を表します。ESGのアプローチ手法はプロダクトにより様々ですが、各プロダクトともESGの要素の把握に努め、銘柄選択において活用していることを運用受託機関へのヒアリング等を通じて確認しており、企業価値が毀損されるリスクの軽減や中長期的に価値が向上すると見込まれる企業への投資を図っています。

3 ESG投資のパフォーマンスについて

連合会が採用している各プロダクトは、ESG評価だけではなく株価評価を組み合わせる運用しており、その手法は様々であることから、政策ベンチマーク(TOPIX配当込み)に対する超過収益の獲得状況は各プロダクトや各年度によって異なります。

なお、ESGが超過収益の獲得につながるかどうかについては評価が定まっておらず、連合会が採用している各プロダクトにおいても、ESGの評価やエンゲージメントとパフォーマンスの関係を分析する手法は様々です。

連合会では、ESGの要素が運用成果に対してどのように寄与しているか、運用受託機関とともに確認していく中で、ESG投資の有効性・実効性を想定投資期間に合わせて評価するなど、引き続き取り組みを進めていきます。

8 運用受託機関の課題認識

連合会は、運用受託機関がスチュワードシップ責任を果たす上で、下記の課題について認識していることを確認しました。

連合会は、運用受託機関に対し、引き続き下記の課題に取り組むことにより、実効的なスチュワードシップ活動を行っていくことを求めます。また、企業に対し、連合会のコーポレートガバナンス原則で定める望ましい企業像に近づくとともに、積極的に運用受託機関と対話を行うことを求めます。

〔国内株式の運用受託機関における課題認識〕

課題の主体	課題の内容
運用受託機関	スチュワードシップ活動の体制整備
	スチュワードシップ活動の実効性向上
	顧客・受益者へのスチュワードシップ活動に関する報告のあり方の改善
	エンゲージメントによる企業価値向上の効果測定
	ESG に関する対話・取り組みの強化
企業	課題改善への取り組みなどの面で、対応に温度差がある。
	経営トップとの直接面談の機会が希望通りに得られない。
	還元か成長かの二元論や外形的なガバナンス改善に終始する企業がある。

〔外国株式の運用受託機関における課題認識〕

課題の主体	課題の内容
運用受託機関	議決権行使以外のスチュワードシップ活動の拡大
	エンゲージメントのプロセスの開発
	エンゲージメントの実効性向上
	エンゲージメントによる企業価値向上の効果測定
	ESG に関する対話・取り組みの強化
企業	中小型銘柄では情報公開のスピードにばらつきがある

9 スチュワードシップ活動に係る規程の改正

1 地方公務員共済組合連合会コーポレートガバナンス原則の改正

平成30年6月、東京証券取引所においてコーポレートガバナンス・コードが改訂されたことを踏まえ、以下について改正を行いました。（全文は連合会のホームページに掲載してあります。）

- ・取締役会の役割と機能に最高経営責任者（CEO）等の後継者計画（プランニング）の策定・運用を追加
- ・取締役会の役割と機能に報酬制度の設計、具体的な報酬額の決定を追加
- ・取締役会の役割と機能にCEOの選解任を追加
- ・少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要な場合は、十分な人数の独立社外取締役を置くことを求めることを記載
- ・「諮問委員会の設置」という項目を新設し、取締役会の下に、独立社外取締役を主要な構成員とする、任意の指名委員会・報酬委員会など、独立した諮問委員会を設置することを求めることを記載
- ・取締役会の多様性の具体例としてジェンダーや国際性を記載
- ・監査役にふさわしい人材の具体例として、必要な経験・能力・知識を持つことを記載

2 株主議決権行使ガイドライン（国内株式・外国株式）の改正

連合会がスチュワードシップ活動において重視している事項などを踏まえ、株主議決権行使ガイドライン（国内株式・外国株式）の改正を行い、以下について明示しました。（全文は連合会のホームページに掲載してあります。）

- ・株主議決権行使ガイドライン（国内株式・外国株式）の趣旨を理解した上で企業の状況に則した議決権行使を行うことを記載
- ・議決権行使とエンゲージメントの一体的運用を行うことを記載
- ・議決権行使のPDCAサイクルを構築・活用し、実効性を高めることを記載

連合会は、受託者責任と社会的責任を両立すべく、引き続きスチュワードシップ活動に積極的に取り組んでいきます。

1 運用受託機関に対する効果的なモニタリングの実施

運用受託機関のスチュワードシップ活動が連合会の方針と整合的になっていることを引き続き確認するとともに、運用受託機関が投資先企業に対して行うエンゲージメント・議決権行使が効果的であるか、実効的なコーポレートガバナンスを促しているかなど、取り組みの「質」に重点を置いたモニタリングを実施します。

2 運用受託機関との対話と、連合会内部での知見の蓄積

持続的にスチュワードシップ活動の実効性を向上する観点から、運用受託機関と連合会が重視する事項などについて対話を行うとともに、連合会としてもスチュワードシップ活動に対する知見を蓄積します。

3 エンゲージメントに対する考え方の整理

国の動向や運用機関のモニタリング等を通じ、運用受託機関におけるエンゲージメント活動の実効性・持続性を高める観点から、どのようなエンゲージメントを求めていくかについて、引き続き検討します。

4 コーポレートガバナンス原則等の改正

「地方公務員共済組合連合会コーポレートガバナンス原則」、「株主議決権行使ガイドライン（国内株式）」及び「株主議決権行使ガイドライン（外国株式）」について、法令やコード、社会情勢等の変化を考慮しながら、必要に応じて改正します。

5 他の公的年金等との連携

投資先企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うとともに、スチュワードシップ活動の実効性を高め効率化を図る一助として、地方公務員共済や他の公的年金等と意見交換を行うなどの取り組みを実施します。

地方公務員共済組合等に係る 地方公共団体の負担金等の財源措置について

【総務省】

ご紹介

平成31年度地方財政計画において、地方公務員共済組合等に係る地方公共団体の負担金等の財源が措置されました。
これに伴い、総務省は自治行政局公務員部福利課長名で「地方公務員共済組合等に係る地方公共団体の負担金等の財源措置について」(平成31年3月28日付け総行福第67号)を各都道府県総務部長及び関係共済組合理事長あて通知しました。
以下その内容を掲載します。

平成31年度における地方公務員共済組合等に対する地方公共団体の負担金等に係る財源措置については、下記のとおり措置されましたので通知します。

記

1. 地方公務員共済組合に対する負担金等

(1) 地方公共団体負担金

区 分		都道府県 一般職	公 立 学 校		警 察		市町村 一般職
			義務教育職	その他教育職	警察官	事務職	
長期	給料	129.1176%	115.6398%		141.1413%		126.8632%
	期末手当等	99.1099%					
	公経済（注1）	39.7%					
追 加 費 用		40.1%	55.7%	33.3%	35.0%	31.2%	21.2%
短期	給 料	67.65%	58.85%		62.03%		71.24%
	短期+福祉（注2）	57.85%	50.80%		51.98%		61.91%
	育休介護手当金	0.07%	0.11%		0.04%		0.10%
	介護納付金	9.73%	7.94%		10.01%		8.97%
	特別財政調整	—	—		—		0.26%
	期末手当等	51.92%	50.44%		43.56%		55.66%
	短期+福祉（注2）	44.40%	43.54%		36.50%		48.37%
	育休介護手当金	0.05%	0.09%		0.03%		0.08%
	介護納付金	7.47%	6.81%		7.03%		7.01%
	特別財政調整	—	—		—		0.20%
特定健康診査及び 特定保健指導		281 円 / 人	186 円 / 人		305 円 / 人		247 円 / 人
事 務 費		240 円 / 人	240 円 / 人		240 円 / 人		別紙参照（P.13）

(注) 上記の給料に係る負担金率及び期末手当等に係る負担金率は、地方財政措置上の率である。また、期末手当等に係る負担金率については標準報酬の月額及び標準期末手当等に係る負担金率と等しくなる。

(注1) 基礎年金拠出金等に係る公的負担分である。

(注2) 「特定健康診査及び特定保健指導」に係る財源措置額により算定した率を含む。

(2) 地方公共団体補助金(事務費として組員1人当たり年額)

次のとおり。なお、いずれの金額にも、地方公務員共済組合連合会分担金として組員1人当たり年額1,200円を含んでいる。

- ア 地方職員共済組合 7,530円
- イ 公立学校共済組合 6,970円
- ウ 警察共済組合 8,600円

2. 地方議会議員共済会に対する負担金

区 分	都道府県 議会議員	市議会議員	町村議会議員
事務費	議員1人当たり年額 18,293 円	議員1人当たり 11,378 円	議員1人当たり 13,129 円
給付費	標準報酬月額 20.9 100	標準報酬月額 36.9 100	標準報酬月額 36.9 100

3. 職員厚生費

職員1人当たり年額

都道府県	6,242円
市町村	6,242円

4. その他

(1)生涯福祉施策関連負担金

(ライフプラン相談員の設置経費を含む。)

都道府県 13,313千円 市町村 873千円

(2)ライフプラン推進計画策定費用

都道府県 1,009千円(注) 市町村 404千円

(注)一般職員のほか警察、教育職員分も含んでいる。

(別紙) 事務費負担金の組合員1人当たり単価(平成31年度)

(単位:円)

組合	単価	組合	単価
指定都市	11,790	京都府	12,040
北海道	11,660	大阪府	11,450
青森県	11,860	兵庫県	11,660
岩手県	11,990	奈良県	12,020
宮城県	11,860	和歌山県	12,020
秋田県	12,000	鳥取県	12,540
山形県	11,950	島根県	12,240
福島県	11,810	岡山県	11,870
茨城県	11,750	広島県	11,880
栃木県	11,920	山口県	11,950
群馬県	11,830	徳島県	12,310
埼玉県	11,450	香川県	12,200
千葉県	11,450	愛媛県	11,990
東京都	11,720	高知県	12,200
神奈川県	11,700	福岡県	11,800
新潟県	11,770	佐賀県	12,330
富山県	12,060	長崎県	11,990
石川県	12,020	熊本県	11,830
福井県	12,270	大分県	12,090
山梨県	12,200	宮崎県	12,170
長野県	11,750	鹿児島県	11,870
岐阜県	11,800	沖縄県	12,040
静岡県	11,660	北海道都市	11,930
愛知県	11,790	仙台市	12,290
三重県	11,840	愛知県都市	11,750
滋賀県	11,930		

平成31年度以降において 地方公共団体等が 負担すべき追加費用等について

【総務省】

ご紹介

地方公共団体等が追加費用として負担すべき金額の基礎となる追加費用率及び地方公共団体の職員である組合員等に係る費用として地方公共団体が負担すべき金額の算定の基礎となる負担率が、平成31年3月29日に公示されました。

これに伴い、総務省は自治行政局長名で「告示の制定について」（平成31年3月29日付け総行福第147号）を各都道府県知事等あてに通知しました。

以下その内容を掲載します。

○ 総務省告示第 142 号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）附則第 73 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、昭和 48 年自治省告示第 72 号（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成 31 年 3 月 29 日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前

地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和 37 年法律第 153 号。以下「施行法」という。）第 3 条の 5 並びに第 96 条第 1 項及び第 2 項並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号。以下「一元化法」という。）附則第 75 条第 1 号の規定により、平成 30 年度以後の各年度における追加費用として、（以下 略）

I 地方公共団体の職員である組合員に係る追加費用率

算式

厚生年金保険給付等追加費用率＝ $A1 \times B \times C \times D$

経過的長期給付追加費用率＝ $A2 \times B \times C \times D$

算式の符号

A1 当該地方公共団体の職員である組合員に係る地共済組合の区分（公立学校共済組合にあつては、義務教育費国庫負担法（昭和 27 年法律第 303 号）第 2 条に規定する義務教育諸学校の市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条に掲げる職員（以下「義務教育職員」という。）又はその他教職員（以下「その他教職員」という。）の区分。以下同じ。）に応ずる別表第 1 に掲げる率

A2 当該地方公共団体の職員である組合員に係る地共済組合の区分に応ずる別表第 2 に掲げる率

[B ～ D 略]

（注）

〔(1) 略〕

(2) 一の地共済組合に係る追加費用率（厚生年金保険給付等追加費用率又は経過的長期給付追加費用率をいう。次の（注）(3) 及び（注）(4) において同じ。）を算定する場合において、一の地方公共団体の職員である組合員について施行日の前日に適用されていた退職年金条例又は恩給法が 2 以上あるときは、最も多数の職員に適用されていた退職年金条例又は恩給法に定める支給条件により算定する。

(3) 一の地共済組合に係る追加費用率を算定する場合において、一の地方公共団体の職員である組合員については施行日の前日に適用されていた退職年金条例に規定する退職料の支給条件が職員により異なるときは、次に定めるところにより算定する。

[ア～オ 略]

[(4) ～ (5) 略]

[Ⅱ 略]

別表第1 厚生年金保険給付等追加費用率

地共済組合の区分	厚生年金保険給付等追加費用率	
地方職員共済組合	$\frac{32.7}{1000}$	
公立学校共済組合	義務教育職員	$\frac{45.5}{1000}$
	その他教職員	$\frac{27.6}{1000}$
警察共済組合	$\frac{17.6}{1000}$	
東京都職員共済組合	$\frac{19.5}{1000}$	
指定都市職員共済組合	$\frac{17.8}{1000}$	
市町村職員共済組合		
都市職員共済組合		

別表第2 経過的長期給付追加費用率

地共済組合の区分	経過的長期給付追加費用率	
地方職員共済組合	$\frac{3.7}{1000}$	
公立学校共済組合	義務教育職員	$\frac{5.4}{1000}$
	その他教職員	$\frac{3.3}{1000}$
警察共済組合	$\frac{2.0}{1000}$	
東京都職員共済組合	$\frac{2.0}{1000}$	
指定都市職員共済組合	$\frac{1.9}{1000}$	
市町村職員共済組合		
都市職員共済組合		

[別表第3～別表第5 略]

備考 表中の[]の記載は注記である。

改正後

地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和 37 年法律第 153 号。以下「施行法」という。）第 3 条の 5 並びに第 96 条第 1 項及び第 2 項並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号。以下「一元化法」という。）附則第 75 条第 1 号の規定により、平成 31 年度以後の各年度における追加費用として、（以下 略）

I 地方公共団体の職員等である組合員に係る追加費用率

算式

$$\text{厚生年金保険給付等追加費用率} = A1 \times B \times C \times D$$

$$\text{経過的長期給付追加費用率} = A2 \times B \times C \times D$$

算式の符号

A1 当該地方公共団体の職員、当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員、当該地方公共団体が設立した職員引継一般地方独立行政法人の職員、当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人の職員又は当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である組合員に係る地共済組合の区分（公立学校共済組合にあつては義務教育費国庫負担法（昭和 27 年法律第 303 号）第 2 条に規定する義務教育諸学校の市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条に掲げる職員（以下「義務教育職員」という。）又はその他教職員（以下「その他教職員」という。）の区分。以下同じ。）に応ずる別表第1に掲げる率

A2 当該地方公共団体の職員、当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員、当該地方公共団体が設立した職員引継一般地方独立行政法人の職員、当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人の職員又は当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である組合員に係る地共済組合の区分に応ずる別表第2に掲げる率

[B～D 略]

(注)

[(1) 略]

(2) 一の地共済組合に係る追加費用率(厚生年金保険給付等追加費用率又は経過的長期給付追加費用率をいう。次の(注)(3)及び(注)(4)において同じ。)を算定する場合において、一の地方公共団体の職員、一の特定地方独立行政法人の職員、一の職員引継一般地方独立行政法人の職員、一の定款変更一般地方独立行政法人の職員又は一の職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である組合員について施行日の前日に適用されていた退職年金条例又は恩給法が2以上あるときは、最も多数の職員に適用されていた退職年金条例又は恩給法に定める支給条件により算定する。

(3) 一の地共済組合に係る追加費用率を算定する場合において、一の地方公共団体の職員、一の特定地方独立行政法人の職員、一の職員引継一般地方独立行政法人の職員、一の定款変更一般地方独立行政法人の職員又は一の職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である組合員については施行日の前日に適用されていた退職年金条例に規定する退職料の支給条件が職員により異なるときは次に定めるところにより算定する。

[ア～オ 略]

[(4)～(5) 略]

[Ⅱ 略]

別表第1 厚生年金保険給付等追加費用率

地共済組合の区分	厚生年金保険給付等追加費用率	
地方職員共済組合	$\frac{28.2}{1000}$	
公立学校共済組合	義務教育職員	$\frac{43.3}{1000}$
	その他教職員	$\frac{26.0}{1000}$
警察共済組合	$\frac{19.7}{1000}$	
東京都職員共済組合	$\frac{17.9}{1000}$	
指定都市職員共済組合	$\frac{15.4}{1000}$	
市町村職員共済組合		
都市職員共済組合		

別表第2 経過的長期給付追加費用率

地共済組合の区分	経過的長期給付追加費用率	
地方職員共済組合	$\frac{2.6}{1000}$	
公立学校共済組合	義務教育職員	$\frac{4.5}{1000}$
	その他教職員	$\frac{2.5}{1000}$
警察共済組合	$\frac{2.2}{1000}$	
東京都職員共済組合	$\frac{1.6}{1000}$	
指定都市職員共済組合	$\frac{1.2}{1000}$	
市町村職員共済組合		
都市職員共済組合		

[別表第3～別表第5 略]

備考 表中の[]の記載は注記である。

○ 総務省告示第 143 号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）附則第 75 条の規定に基づき、平成 28 年総務省告示第 127 号（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により団体等が負担する追加費用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成 31 年 3 月 29 日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前

地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和 37 年法律第 153 号）第 93 条第 2 項（同項に規定する施行日以後の団体共済組合員期間等として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用に係る部分を除く。）及び第 3 項並びに同法第 97 条において準用する同法第 96 条第 1 項及び第 2 項並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号。以下「一元化法」という。）附則第 75 条第 1 号の規定により、平成 30 年度以後の各年度における追加費用として、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号。以下「法」という。）第 144 条の 3 第 1 項に規定する団体が負担すべき金額は、一元化法附則第 75 条の 2 第 1 項に規定する地方の組合の経過的長期給付（以下「地方の組合の経過的長期給付」という。）に係る追加費用以外の追加費用として負担すべき金額については、当該年度の 4 月 1 日における当該団体の法第 144 条の 3 第 3 項に規定する団体組合員の標準報酬月額（法第 43 条第 1 項に規定する標準報酬の月額をいう。以下同じ。）の総額に 12 を乗じて得た額に 1000 分の 12.5 を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として負担すべき金額については、当該年度の 4 月 1 日における当該団体の法第 144 条の 3 第 3 項に規定する団体組合員の標準報酬月額の総額に 12 を乗じて得た額に 1000 分の 1.6 を乗じて得た金額とすることとし、地方職員共済組合が負担すべき金額は、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用以外の追加費用として負担すべき金額については、当該年度の 4 月 1 日における地方職員共済組合の団体組合員（法第 144 条の 19 の規定によりみなして適用する法第 144 条の 3 第 3 項に規定する団体組合員をいう。以下同じ。）の標準報酬月額の総額に 12 を乗じて得た額に 1000 分の 12.5 を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として負担すべき金額については、当該年度の 4 月 1 日における地方職員共済組合の団体組合員の標準報酬月額の総額に 12 を乗じて得た額に 1000 分の 1.6 を乗じて得た金額とすることとする。

改正後

地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和 37 年法律第 153 号）第 93 条第 2 項（同項に規定する施行日以後の団体共済組合員期間等として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用に係る部分を除く。）及び第 3 項並びに同法第 97 条において準用する同法第 96 条第 1 項及び第 2 項並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号。以下「一元化法」という。）附則第 75 条第 1 号の規定により、平成 31 年度以後の各年度における追加費用として、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号。以下「法」という。）第 144 条の 3 第 1 項に規定する団体が負担すべき金額は、一元化法附則第 75 条の 2 第 1 項に規定する地方の組合の経過的長期給付（以下「地方の組合の経過的長期給付」という。）に係る追加費用以外の追加費用として負担すべき金額については、当該年度の 4 月 1 日における当該団体の法第 144 条の 3 第 3 項に規定する団体組合員の標準報酬月額（法第 43 条第 1 項に規定する標準報酬の月額をいう。以下同じ。）の総額に 12 を乗じて得た額に 1000 分の 10.1 を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として負担すべき金額については、当該年度の 4 月 1 日における当該団体の法第 144 条の 3 第 3 項に規定する団体組合員の標準報酬月額の総額に 12 を乗じて得た額に 1000 分の 0.7 を乗じて得た金額とすることとし、地方職員共済組合が負担すべき金額は、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用以外の追加費用として負担すべき金額については、当該年度の 4 月 1 日における地方職員共済組合の団体組合員（法第 144 条の 19 の規定によりみなして適用する法第 144 条の 3 第 3 項に規定する団体組合員をいう。以下同じ。）の標準報酬月額の総額に 12 を乗じて得た額に 1000 分の 10.1 を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として負担すべき金額については、当該年度の 4 月 1 日における地方職員共済組合の団体組合員の標準報酬月額の総額に 12 を乗じて得た額に 1000 分の 0.7 を乗じて得た金額とすることとする。

○ 総務省告示第 144 号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）第 29 条の 2 第 2 項及び第 41 条第 4 項並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和 61 年政令第 58 号）第 83 条の規定に基づき、平成 27 年総務省告示第 342 号（地方公務員等共済組合法第 113 条第 4 項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成 31 年 3 月 29 日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前

地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 113 条第 4 項第 2 号、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 108 号）附則第 33 条第 1 項及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）附則第 75 条第 4 号の規定により、地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）第 29 条の 2 第 1 項第 1 号イからへまでに規定する第 3 号厚生年金被保険者及び同項第 2 号に規定する第 3 号厚生年金被保険者並びに同令第 41 条第 1 項第 1 号に規定する組合の組合役職員である第 3 号厚生年金被保険者、同項第 2 号に規定する構成組合の組合役職員である第 3 号厚生年金被保険者及び同条第 2 項に規定する連合会役職員のうち第 3 号厚生年金被保険者に係る費用として地方公共団体が平成 30 年度以後の各月において負担すべき額は、各月における当該地方公共団体に係る同令第 29 条の 2 第 1 項第 1 号イからへまでに掲げる各総額の合計額に、1000 分の 39.0 を乗じて得た金額とする。

改正後

地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 113 条第 4 項第 2 号、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 108 号）附則第 33 条第 1 項及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）附則第 75 条第 4 号の規定により、地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）第 29 条の 2 第 1 項第 1 号イからへまでに規定する第 3 号厚生年金被保険者及び同項第 2 号に規定する第 3 号厚生年金被保険者並びに同令第 41 条第 1 項第 1 号に規定する組合の組合役職員である第 3 号厚生年金被保険者、同項第 2 号に規定する構成組合の組合役職員である第 3 号厚生年金被保険者及び同条第 2 項に規定する連合会役職員のうち第 3 号厚生年金被保険者に係る費用として地方公共団体が平成 31 年度以後の各月において負担すべき全額は、各月における当該地方公共団体に係る同令第 29 条の 2 第 1 項第 1 号イからへまでに掲げる各総額の合計額に、1000 分の 39.7 を乗じて得た金額とする。

主要項目

平成 31 年度以降において地方公共団体等が負担すべき追加費用等について

○ 総務省告示第 145 号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）第 65 条第 3 項及び第 4 項並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和 61 年政令第 58 号）第 82 条第 3 項及び第 83 条の規定に基づき、平成 27 年総務省告示第 343 号（地方公務員等共済組合法第 113 条第 4 項等の規定により地方公共団体が負担する団体組合員に係る費用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成 31 年 3 月 29 日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前

地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号。以下「法」という。）第 113 条第 4 項第 2 号、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 108 号）附則第 33 条第 1 項及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）附則第 75 条第 4 号の規定により、地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）第 65 条第 2 項に規定する団体の職員である第 3 号厚生年金被保険者及び同令第 41 条第 1 項第 1 号に規定する組合の組合役職員である第 3 号厚生年金被保険者のうち法第 144 条の 19 の規定により団体職員とみなされた組合役職員である第 3 号厚生年金被保険者に係る費用として地方公共団体が平成 30 年度以後の各月において負担すべき額は、各月における同令第 65 条第 1 項の表の下欄に掲げる当該地方公共団体に係る同条第 2 項に規定する当該団体の職員である第 3 号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に 1000 分の 39.0 を乗じて得た金額とする。

改正後

地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号。以下「法」という。）第 113 条第 4 項第 2 号、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 108 号）附則第 33 条第 1 項及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）附則第 75 条第 4 号の規定により、地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）第 65 条第 2 項に規定する団体の職員である第 3 号厚生年金被保険者及び同令第 41 条第 1 項第 1 号に規定する組合の組合役職員である第 3 号厚生年金被保険者のうち法第 144 条の 19 の規定により団体職員とみなされた組合役職員である第 3 号厚生年金被保険者に係る費用として地方公共団体が平成 31 年度以後の各月において負担すべき全額は、各月における同令第 65 条第 1 項の表の下欄に掲げる当該地方公共団体に係る同条第 2 項に規定する当該団体の職員である第 3 号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に 1000 分の 39.7 を乗じて得た金額とする。

○ 総務省告示第 160 号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）第 29 条第 3 項の規定に基づき、平成 7 年自治省告示第 68 号（地方公務員等共済組合法施行令第 29 条第 3 項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件）の一部を次のように改正し、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

平成 31 年 3 月 29 日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前

地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）第 29 条第 3 項の規定により地方公共団体が平成 30 年度以降の各年度の各月において負担すべき金額は、次の各号に掲げる地方公務員共済組合（以下「組合」という。）の区分に応じ、当該年度の各月における当該組合の地方公共団体の職員である組合員の同条第 1 項に規定する標準報酬等合計額の総額と当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である組合員の同条第 1 項に規定する標準報酬等合計額の総額（当該特定地方独立行政法人の設立団体が 2 以上である場合にあつては、当該特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）との合計額に、当該各号に定める率を乗じて得た金額とする。

- 1 地方職員共済組合 1000 分の 0.03
- 2 公立学校共済組合 1000 分の 0.07
- 3 警察共済組合 1000 分の 0.03
- 4 東京都職員共済組合 1000 分の 0.08
- 5 指定都市職員共済組合 1000 分の 0.05
- 6 市町村職員共済組合 1000 分の 0.05
- 7 都市職員共済組合 1000 分の 0.05

改正後

地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）第 29 条第 3 項の規定により地方公共団体が平成 31 年度以降の各年度の各月において負担すべき金額は、次の各号に掲げる地方公務員共済組合（以下「組合」という。）の区分に応じ、当該年度の各月における当該組合の地方公共団体の職員である組合員の同条第 1 項に規定する標準報酬等合計額の総額と当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である組合員の同条第 1 項に規定する標準報酬等合計額の総額（当該特定地方独立行政法人の設立団体が 2 以上である場合にあつては、当該特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）との合計額に、当該各号に定める率を乗じて得た金額とする。

- 1 地方職員共済組合 1000 分の 0.05
- 2 公立学校共済組合 1000 分の 0.09
- 3 警察共済組合 1000 分の 0.03
- 4 東京都職員共済組合 1000 分の 0.06
- 5 指定都市職員共済組合 1000 分の 0.08
- 6 市町村職員共済組合 1000 分の 0.08
- 7 都市職員共済組合 1000 分の 0.08

地方公務員等共済組合法施行令及び平成30年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令等の施行について

【総務省】

ご紹介

総務省は、自治行政局長名で「地方公務員等共済組合法施行令及び平成30年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令等の施行について」（平成31年3月29日付け政令第123号）が交付されました。

これに伴い、総務省は自治行政局長名で「告示の制定について」（平成31年4月1日付け総行福第141号）を各共済組合等あてに通知しました。

以下その内容を掲載します。

主要項目

1 改正の内容

- ① 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第60条第5項に規定する改正前地共済法による職域加算額及び同法附則第61条第1項に規定する年金である給付（以下「改正前地共済法による職域加算額等」という。）については、平成27年10月1日の同法の施行後に地方公務員共済組合が支給することとされ、その年金額の水準については、被用者年金制度の一元化後の厚生年金保険制度における年金額の再評価に係る規定を適用し、毎年度4月に現役世代の賃金や物価の動向に応じて再評価率を改定することとされた。

今回、国民年金法施行令等の一部を改正する政令により、平成31年4月から適用される厚生年金の再評価率の改定が行われることにより、改正前地共済法による職域加算額等の年金額の水準も改定されることとなる。

他方、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号。以下「昭和60年改正法」という。）附則第98条第1項に規定する給料年額改定率（※）については、被用者年金の一元化後は、「平成30年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令」（平成28年政令第132号）により規定されていることから、同令を改正することにより平成31年4月から適用される当該給料年額改定率の改定を行う。

具体的には、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第43条の2から第43条の5までに規定される厚生年金の再評価率の改定ルールによると、平成31年度の年金額は、指標となる物価変動率（+1.0%）が名目手取り賃金変動率（+0.6%）より高くなることを踏まえ、改定（+0.1%）が行われることとなる。

これを踏まえ、平成31年度の給料年額改定率についても、改定（+0.1%）を行うこととする。

※退職年金など昭和60年改正法による改正前の地方公務員等共済組合法による年金（既裁定年金）の額を算定する際に用いる改定率。退職年金の算定基礎となる給料年額について、昭和60年度水準から現在水準にスライドさせるための率である。

- ② このほか、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成23年法律第56号）附則第2条、第8条及び第9条の規定により引き続き支給することとされた旧地方議会議員年金（※）の年金額についても、上記改正と同様の改定（+0.1%）を行うこととする。

※ 地方議会議員の年金については、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成23年法律第56号）により廃止されたところであるが、同法の施行前までに受給権を有する者に係る経過措置として、旧退職年金、旧公務傷病年金及び旧遺族年金等については、なお従前の例により改定され支給されることとされた。

2 根拠法令

- ・被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第61条第1項
- ・地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成23年法律第56号）附則第21条

3 スケジュール

公布日：平成31年3月29日 施行日：平成31年4月1日

地方公務員等共済組合法施行令及び平成30年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令等の施行について

地方公務員共済組合連合会事務局紹介

第5回

当連合会のことをより一層知っていただくため、各課をご紹介します。
今回は運用第二課です。

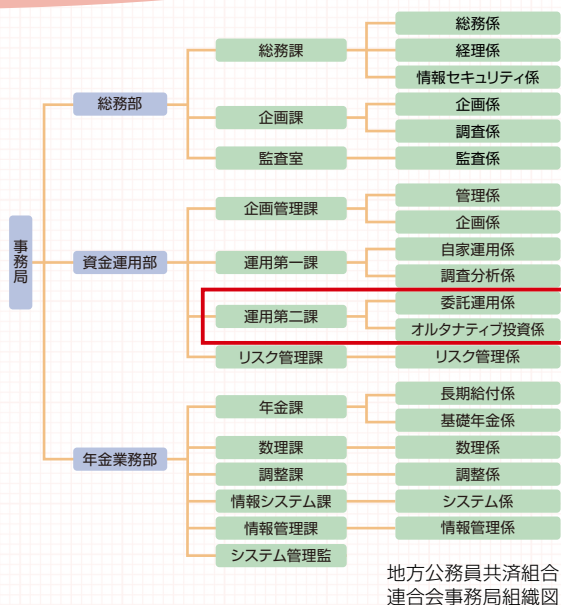
■ 運用第二課

■ 委託運用係

連合会の積立金の委託運用の管理及び運用、委託運用機関の運用
管理及び評価、預託金の運用

■ オルタナティブ投資係

オルタナティブ投資に関すること



地方公務員共済組合
連合会事務局組織図

事務局紹介

運用第二課

「※当該項目は、ホームページではご覧になれません。」

厚生年金制度等の日誌

厚生年金制度に関連した法律等の改正状況

年月日	事項
H31.3.29	地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令(内閣府・総務省・文部科学省令第1号)
	国民年金法施行令等の一部を改正する政令(政令第120号)
	地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令及び平成30年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令(政令第123号)
	地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により団体等が負担する追加費用に関する件の一部を改正する件(総務省告示第142号及び143号)
	地方公務員等共済組合法第113条第4項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件の一部を改正する件(総務省告示第144号)
	地方公務員等共済組合法第113条第4項等の規定により地方公共団体が負担する団体組合員に係る費用に関する件の一部を改正する件(総務省告示第145号)
H31.4.5	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(政令第146号)

公的年金制度に関連した会議等の開催状況

年月日	事項
H31.3.13	社会保障審議会年金部会(第8回)
H31.3.28	社会保障審議会年金数理部会(第81回)

業務等の状況

会議開催状況

3月6日

平成30年度 年金制度説明会

- 場所 東京グリーンパレス
- 内容 各共済組合の年金担当者を対象に、年金制度等に関する知識及び理解を深めることを目的として開催しました。

3月19日

第127回 役員会

- 場所 地方公務員共済組合連合会 特別会議室
- 議事 平成31年度事業計画及び予算(案)について、事務局から説明を行い、3月27日の第129回運営審議会に提出する旨決定されました。

3月27日

第129回 運営審議会

- 場所 地方公務員共済組合連合会 特別会議室
- 議事 平成31年度事業計画及び予算(案)について、事務局から説明を行い、審議の結果、承認されました。

会議開催予定

6月

第128回 役員会

- 場所 地方公務員共済組合連合会 特別会議室
- 議事 平成30年度決算(案)

6月

第130回 運営審議会

- 場所 地方公務員共済組合連合会 特別会議室
- 議事 平成30年度決算(案)

連合会

「※当該項目は、ホームページではご覧になれません。」

人事異動

連合会

「※当該項目は、ホームページではご覧になれません。」

人事異動

連合会

「※当該項目は、ホームページではご覧になれません。」

総務省

「※当該項目は、ホームページではご覧になれません。」

人事異動

総務省

「※当該項目は、ホームページではご覧になれません。」

各共済組合

「※当該項目は、ホームページではご覧になれません。」

宿泊

施設の紹介

公立学校共済組合
佐賀支部

ホテル グランデはがくれ

緑薫る空間で、心からのやすらぎを。

JR佐賀駅から徒歩6分。佐賀市中心部にありながらも、緑に囲まれた閑静な佇まいは、訪れた方の心を和ませてくれます。



宿泊



デラックスツイン



ツイン



和室

レストラン



ご宿泊の方は、和食・洋食ともに豊富な品数を取り揃えたモーニングブッフェをご利用いただけます。

コンベンション・パーティー・会議・宴会



メインバンケットのフラワーホールは、立食スタイルで約400名、着席スタイルで約300名までのご利用が可能です。国際会議、学会、ブロック会議などの大型会議も多数の開催をいただいております。

おすすめ宿泊プラン

1泊2食付
プラン



郷土料理プラン

販売期間／2019年
～9月30日(月)

有明海の
魚介類など、
佐賀の郷土の
味覚が満載!

お一人様(奉・税込) **12,800円～**

※土曜・祝前日は500円増料金となります。
※3日前までにご予約をお願いします。



佐賀牛ステーキ コースプラン

販売期間／2019年
～9月30日(月)

佐賀の肥沃な
大地で育った
最高級品質の
黒毛和牛を
ご賞味ください!

お一人様(奉・税込) **12,000円～**

※土曜・祝前日は500円増料金となります。
※3日前までにご予約をお願いします。

アクセスマップ

JR佐賀駅より徒歩6分!



Access



HOTEL
グランデはがくれ
Grande Hagakure

ご予約・お問い合わせ

TEL **0952-25-2212**

HP www.grande-hagakure.com

mail info@grande-hagakure.com

〒840-0815 佐賀市天神2丁目1番36号

交通のご案内

- ◆ JR博多駅から車で37分、JR佐賀駅から徒歩6分
- ◆ 福岡空港から高速バスで70分、佐賀駅バスセンターから徒歩8分
- ◆ 佐賀空港からバスで35分、佐賀駅バスセンターから徒歩8分
- ◆ 長崎自動車道「佐賀大和」ICから車で15分
- ◆ 佐賀空港から車で20分／駐車場170台完備

佐賀のよかところ発見!

さが
歴史・文化・グルメを探す旅



歴史・遺産

世界文化遺産 三重津海軍所跡

佐賀市



(写真提供:佐賀県観光連盟)

「三重津海軍所跡」は、日本が西洋の船舶技術を導入し、自力で近代化を目指した過程を知るうえでの貴重な遺跡(国内最古の洋式船の修理用ドック)です。風化から保護するために、遺構は地中に埋め戻されており、実物を見ることはできませんが、当時をイメージしたCG映像をバーチャル体験できます。

佐賀城跡に復元 佐賀城本丸歴史館

佐賀市



(写真提供:佐賀県観光連盟)

佐賀城本丸御殿の一部を復元した「佐賀城本丸歴史館」では、時代を先導した「幕末維新期の佐賀」をテーマに当時の佐賀藩の科学技術や佐賀が輩出した偉人について分かりやすく紹介されています。幕末維新期の歴史浪漫、変革の時代を生きた人々のエネルギーを存分に体感できます。

特別史跡 吉野ヶ里歴史公園

神埼
吉野ヶ里



(写真提供:佐賀県観光連盟)

「吉野ヶ里遺跡」は、弥生時代の遺跡の中でも国内最大の遺跡で、日本の古代の歴史を解き明かす上で極めて貴重な資料や情報が集まっています。当時の施設の復元や発掘物の展示などを通じて、「邪馬台国」を彷彿とさせる弥生時代を体感することができます。

祭り・イベント

佐賀インターナショナル バルーンフェスタ

佐賀市



(写真提供:佐賀県観光連盟)

開催期間／2019年10月31日～11月4日

唐津くんち (唐津神社 秋季例大祭)

唐津



(写真提供:佐賀県観光連盟)

開催期間／2019年11月2日・3日・4日

佐賀県の大陶器市

(有田陶器市・唐津やきもん祭り・肥前伊万里やきもんまつり)

有田
伊万里
唐津



有田陶器市(写真提供:佐賀県観光連盟)

開催期間／2019年4月29日～5月5日

グルメ

最高級品質の佐賀県産黒毛和牛 佐賀牛



佐賀市のご当地グルメ シシリアンライス



恵み豊かな有明海が育んだ 佐賀海苔



地方職員共済組合 <https://www.chikyosai.or.jp/>

公立学校共済組合 <https://www.kouritu.or.jp/>

警察共済組合 <http://www.keikyo.jp/>

東京都職員共済組合 <https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/>

全国市町村職員共済組合連合会 <https://ssl.shichousonren.or.jp/>

指定都市職員共済組合／市町村職員共済組合／都市職員共済組合

表紙の写真

佐賀インターナショナル
バルーンフェスタ
(佐賀県佐賀市嘉瀬川河川敷)



佐賀市嘉瀬川河川敷で、毎年10月末～11月頭で開催されるアジア最大級の熱気球競技大会です。

日本国内、世界各国から約100機のバルーンが集結し、大空の競演を繰り広げます。

広大な佐賀平野は、安定した気流や、フラットな地形による障害物のない空域、降りる場所が確保されているなどの条件を満たしておりバルーンが飛ぶのに適した土地です。

公立学校共済組合佐賀支部